

令和 8 年度 7 月 補正 予算

主 な 事 業 概 要

商 工 労 働 部

事業名	補正予算額 (現計予算額)	説明 [財源名]
【商工政策課】 商工労働行政推進費	3,533 (343,492) ⊖ 3,533	1 コラボしが2 1 管理運営費 3,533[⊖] P F I 方式により整備されたコラボしが2 1 の管理運営を行う。 226,963 → 230,496 P F I 事業契約に基づき必要となるアスベスト調査・対策工事費の負担による増額

コラボしが 2 1 管理運営費の補正について

1 概要

- ・コラボしが 2 1 の修繕工事の前段階として実施した調査でアスベストが検出され、その対策工事が必要となった。（石綿障害予防規則第 3 条、第 6 条）。
- ・また、この状況に鑑み管理組合で協議の上、上記対策工事と併せ、今後の修繕工事を見据えた建物全体の調査を行うこととした。
- ・上記対応については、P F I 事業契約第 76 条で契約締結後の法令変更に伴い生じる費用を県が負担することとされているため、補正での対応が必要。

（参考）平成 14 年 10 月 16 日 P F I 事業契約締結
平成 17 年 2 月 24 日 石綿障害予防規則制定

2 補正額内訳

- ①対策工事の実施（564 千円）
②建物全体の調査（2,969 千円） ①+②=3,533 千円（補正予算額）

3 経費の負担割合

P F I 事業契約第 76 条に基づき S P C（P F I 事業者）負担割合部分を県が負担
【共有部分の共有持分割合】

主体別	S P C	滋賀県信用保証協会	大津商工会議所	合計
負担比率	61.7614%	26.2845%	11.9541%	100.0000%

（参考）①対策工事 滋賀県信用保証協会 240 千円
 大津商工会議所 110 千円
 ②建物全体の調査 滋賀県信用保証協会 1,264 千円
 大津商工会議所 575 千円

4（参考）コラボしが 2 1 について

- ・コラボしが 2 1 は県（1～6 階）、滋賀県信用保証協会（7～8 階）、大津商工会議所（9 階）による合築建物であり、本県の整備部分については P F I（B O T 方式）を導入している。
- ・P F I 事業期間中、事業者は県に施設を貸付け、事業期間（令和 16 年 7 月 31 日まで）終了後は、施設所有権が県に移転する。